

平成24年度予算概算要求の概要

生産局農産部農業環境対策課

環境保全型農業直接支援対策	1
有機農業の推進	3
農業生産における地球温暖化対策の推進	7
農地土壌対策の推進	12
鳥獣被害防止総合対策	15

平成23年9月

農林水産省

1. 環境保全型農業直接支援対策

【3, 324(2, 909) 百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援します。

<背景/課題>

- ・環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。
- ・そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、幅広く支援を行っていくことが必要です。

政策目標

地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の環境保全効果：約69億円

<主な内容>

1. 環境保全型農業に取り組む農業者に対する直接的な支援

- (1) 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施します。

<支援の対象となる営農活動>

① 平成23年度からの継続

カバークロープの作付、有機農業の取組等（国の支援額：4,000円/10a）

② 平成24年度から新規追加

炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用

（国の支援額：野菜3,750円/10a、左記以外2,500円/10a）

- (2) 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組（バンカープランツ等）への支援（国の支援額：4,000円/10a以内で取組毎に設定）を実施します。

環境保全型農業直接支払交付金 3, 149 (1, 936) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者

2. 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施のため、地方公共団体による推進活動に必要な経費を助成します。

環境保全型農業直接支払等推進交付金 144 (240) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

3. 環境保全型農業直接支払制度に係るシステムの整備

より効率的・効果的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、必要な電算処理システムの改修を実施します。

環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費 30 (70) 百万円
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課（03-6744-0499(直)）]

環境保全型農業直接支援対策

【3,324百万円】

環境保全型農業直接支払交付金 【3,149百万円】

○ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで以下の地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。



営農活動	国の支援額
カバークロップの作付	4,000円/10a
リビングマルチ・草生栽培	4,000円/10a
冬期湛水管理	4,000円/10a
有機農業の取組	4,000円/10a
★炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	野菜3,750円/10a 上記以外2,500円/10a

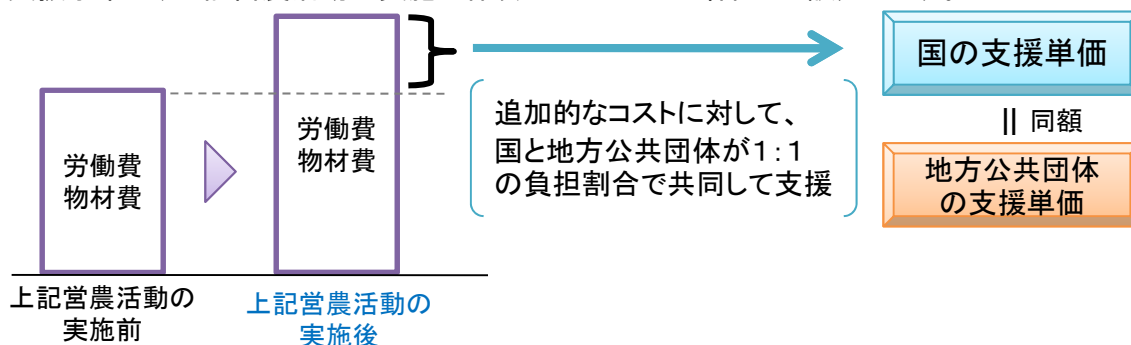


○ 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組(バンカープランツ等)に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。

営農活動	国の支援額
★地域特認取組	4,000円/10a以内で 取組毎に設定

★:平成24年度から新たに追加する営農活動

支援水準は、上記営農活動の実施に伴う追加的コストに着目して設定します。



環境保全型農業直接支払等推進交付金 【144百万円】

○ 都道府県及び市町村による現地確認や農家指導等を実施するために必要な経費を助成します。

環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費 【30百万円】

2. 有機農業の推進

【生産環境総合対策事業（有機農業総合支援）

67（104）百万円】

【産地活性化総合対策事業（有機農業推進分）

5,288（12,331）百万円の内数】

対策のポイント

有機農業への参入促進、栽培技術の体系化、有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組を推進するとともに、有機農業に取り組み産地の収益力向上のための生産技術力強化等の取組を支援します。

<背景／課題>

有機農業推進法に基づき、有機農業の一層の拡大を図るために、**有機農業技術の確立・普及、安定供給の確保**の推進が必要であるとともに、有機JAS認定農産物の**流通の更なる拡大**を促進するため**実需者の有機農産物への理解促進**の取組が求められています。

政策目標

有機JAS認定農産物の生産量を26年度までに5割増加

<主な内容>

1. 全国段階での有機農業の総合的な支援

（1）有機農業参入促進対策

農業者等の有機農業への参入を促進するため、有機農業の参入希望者を対象とした相談活動、研修の受入先等の情報提供、市町村の就農担当者を対象とした講習会等を推進します。

（2）有機農業栽培技術体系化促進対策

全国の有機農業の実態把握のためのデータ整備や標準的栽培技術の体系化を推進します。

また、有機農業等の普及のため、優良な取組事例や技術情報を発信します。

（3）有機農産物価値理解促進対策

有機農産物の流通の更なる拡大を促進するため、実需者に対する有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会の開催、地域ブロック毎のマッチングフェアの開催、生産者向けの販売戦略に関する情報提供等を推進します。

生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援

67（104）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 有機農業に取り組む産地の収益力向上対策

有機農業の推進に向け、産地が策定した産地収益力向上プログラムに基づく①販売企画力強化、②生産技術力強化、③人材育成力強化の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち
有機農業地区推進事業
5,288(12,331)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：産地収益力向上協議会

3. 有機農業の推進に必要な施設の整備

有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点となる有機農業技術支援センターの整備に際して、融資残の自己負担部分について助成します。

産地活性化総合対策事業のうち
有機農業技術支援センターの整備
5,288(12,331)百万円の内数
補助率：1/10以内
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課(03-6744-2114(直))]

有機農業の推進

有機農業への参入促進、栽培技術の体系化、有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組を推進するとともに、有機農業に取り組む産地の収益力向上のための生産技術力強化等の取組を支援します。

I 生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援

【67百万円】

○全国段階で有機農業の参入・有機農産物への理解を促進

- ・有機農業参入希望者に対する相談活動や研修受入先の情報提供など
- ・全国の有機農業の実態把握のためのデータ整備や標準的栽培技術の体系化など
- ・実需者に対する有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会、地域ブロック毎のマッチングフェアの開催など



II 産地活性化総合対策事業のうち有機農業推進分

【5,288百万円の内数】

○有機農業に取り組む産地の収益力を向上させる取組を支援

【有機農業地区推進事業】

- ・産地収益力向上プログラムの策定
- ・プログラムに基づく取組の支援
 - 販売企画力強化（量販店での販売促進活動、学校給食への有機農産物の供給 など）
 - 生産技術力強化（栽培研修会、有機種苗交換会 など）
 - 人材育成力強化（参入希望者への現地説明会、新規就農者への技術指導 など）



○有機農業の推進に向けた有機農業技術支援センターの整備に際して、融資残の自己負担分を助成

有機農業技術支援センターの整備
（補助率1/10以内）

（有機農業に必要な技術の習得、種苗の供給、
土壌診断を行う施設）



産地活性化総合対策事業のうち有機農業推進分の内容

有機農業による産地収益力向上を目的とした産地の取組を支援します。
(産地活性化総合対策事業)

地区事業(定額、1/10以内)【国直接採択】

産地収益力向上協議会

(有機農業者、市町村、普及指導員、流通・販売業者等)

策定

産地収益力向上プログラム

・収益力向上を成果目標として、目的達成のための取組や実施体制等について定めたプログラムを策定

①販売企画力強化

- ・消費者等への普及啓発活動
- ・学校給食への有機農産物供給
- ・有機農産物の成分分析等



消費者との交流

②生産技術力強化

- ・実証ほの設置
- ・有機農業栽培技術講習会
- ・種苗交換会の開催



実証ほの設置

③人材育成力強化

- ・参入促進のため研修会等の開催
- ・有機JAS取得のための講習会の開催



現地研修会の実施

プログラムと連動した施設整備支援

ハード支援
(1/10以内)
(産地活性化総合対策事業)

・有機農業推進の拠点となる有機農業技術支援センター(研修、有機種苗供給、土壌診断施設)の整備

整備地区は有機農業推進事業地区に限る

3. 農業生産における地球温暖化対策の推進

【生産環境総合対策事業（地球温暖化対策推進分）

392（603）百万円】

【強い農業づくり交付金

16,751（3,127）百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業

5,288（12,331）百万円の内数】

対策のポイント

農地土壌の炭素貯留量の把握、省エネ効果が高い施設園芸設備の導入等による地球温暖化防止の取組、地球温暖化の影響軽減のための産地指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

<背景/課題>

政府の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するため、農業分野における温室効果ガス排出量削減に資する取組の強化、地球温暖化に適応するための助言・指導等の対応が求められています。

政策目標

農業分野における温室効果ガスの削減により、年間1億円相当の事業効果

<主な内容>

1. 地球温暖化防止策

（1）農地土壌が有する地球温暖化防止機能の活用に向けた調査事業

農地及び草地の土壌炭素貯留量を国際ルール（IPCCガイドライン）に基づいて算定するため、全国約3,700点において土中炭素量の測定等を行います。

また、有機質肥料施用に伴う温室効果ガス（N₂O）発生量の調査を実施します。

生産環境総合対策事業のうち
土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業
113（241）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

（2）施設園芸の温室効果ガス排出削減対策

先進的省エネルギー加温設備及び高断熱被覆設備を組み合わせた設備の導入を支援します。

①先進的省エネルギー加温設備

・ハイブリッド加温設備 ・木質バイオマス利用加温設備

②高断熱被覆設備

・外張多重化設備 ・内張多層化設備

生産環境総合対策事業のうち
先進的省エネルギー加温設備等導入事業（地区推進事業）
230（254）百万円
補助率：1／2以内
事業実施主体：農業者団体

施設園芸からの温室効果ガス排出量を削減するため、省エネルギー効果の高い新技術の開発・実証を支援します。

生産環境総合対策事業のうち
施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業（全国推進事業）
29（76）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 地球温暖化適応策

専門家からなるサポートチームによる産地診断及び助言指導等を通じ地球温暖化適応に向けた県・産地段階での戦略的対応を促進します。

生産環境総合対策事業のうち
地球温暖化戦略的対応体制確立事業
21（32）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 地球温暖化対策に必要な施設の整備

水田における稲わらすき込みに伴うメタン発生抑制や農地における炭素貯留を促す有機物供給施設、農作物の高温障害等を回避する細霧冷房施設等の整備を支援します。

強い農業づくり交付金
16,751（3,127）百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：市町村、農業者団体等
産地活性化総合対策事業
5,288（12,331）百万円の内数
補助率：1/10以内
事業実施主体：協議会、民間団体等

4. 施設園芸の省エネルギー対策

循環扇、内張りの多層化等の省エネルギー設備のリース導入を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち
農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）
5,288（12,331）百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入価格の1/2以内）
事業実施主体：農業者グループ（農業者とリース事業者の共同実施）

[お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課（03-3502-5956(直))]

農業生産における地球温暖化対策の推進

全国農地土壌炭素調査、省エネ効果が高い新技術の開発・実証等による地球温暖化防止の取組、地球温暖化の影響軽減のための産地指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

I 生産環境総合対策事業（地球温暖化対策推進分）

【392百万円】

①農地土壌が有する地球温暖化防止機能の活用に向けた調査事業

- ・農地土壌の炭素貯留量の把握
- ・有機質肥料施用に伴う温室効果ガス(N₂O)発生量の把握



②施設園芸の温室効果ガス排出削減対策

- ・ヒートポンプ等の先進的省エネルギー加温設備等の導入
- ・省エネ効果が高い新技術の開発・実証（→資料1に支援内容）



③地球温暖化適応策

- ・専門家からなるサポートチームによる産地診断の実施（→資料2に詳細）

II 強い農業づくり交付金 産地活性化総合対策事業

【16,751百万円の内数】

【5,288百万円の内数】

水田における稲わらすき込みに伴うメタン発生抑制や農地における炭素貯留を促す有機物供給施設、高温障害等を回避する細霧冷房施設、地下灌漑システム等の整備

（→資料1に支援内容）



III 産地活性化総合対策事業のうち農畜産業機械等リース支援事業 （施設園芸省エネ設備導入型）

【5,288百万円の内数】

リース方式による循環扇、内張りの多層化等の省エネルギー設備の導入支援

（→資料1に支援内容）



生産環境総合対策事業の活用

補助率: 1/2以内

施設園芸からの温室効果ガス排出削減の取組を支援します

支援の対象となる設備の組み合わせ

ハイブリッド加温設備



(補助対象外)
(既存)
燃油加温機

+



ヒートポンプ

または

木質バイオマス利用加温設備



ペレット
加温機

+

ペレット用
サイロ



高断熱被覆設備

外張被覆
の多重化



内張被覆
の多層化



強い農業づくり交付金・ 産地活性化総合対策事業の活用

補助率: 1/2以内等
(強い農業づくり交付金)
補助率: 1/10以内
(産地活性化総合対策事業)

地球温暖化対策（防止策、適応策）に必要な施設の整備を支援します

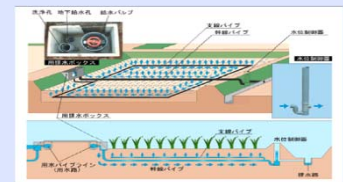
支援の対象となる設備の例



有機物供給施設



細霧冷房



地下灌漑システム

産地活性化総合対策事業 (農畜産業機械等リース支援事業)の活用

補助率: 定額(リース料のうち物件購入価格の1/2以内)

施設園芸の省エネ化に必要な設備のリース導入を支援します

支援の対象となる省エネルギー設備の例



循環扇



内張の多層化



外張の多重化



多段式サーモ



廃熱回収装置

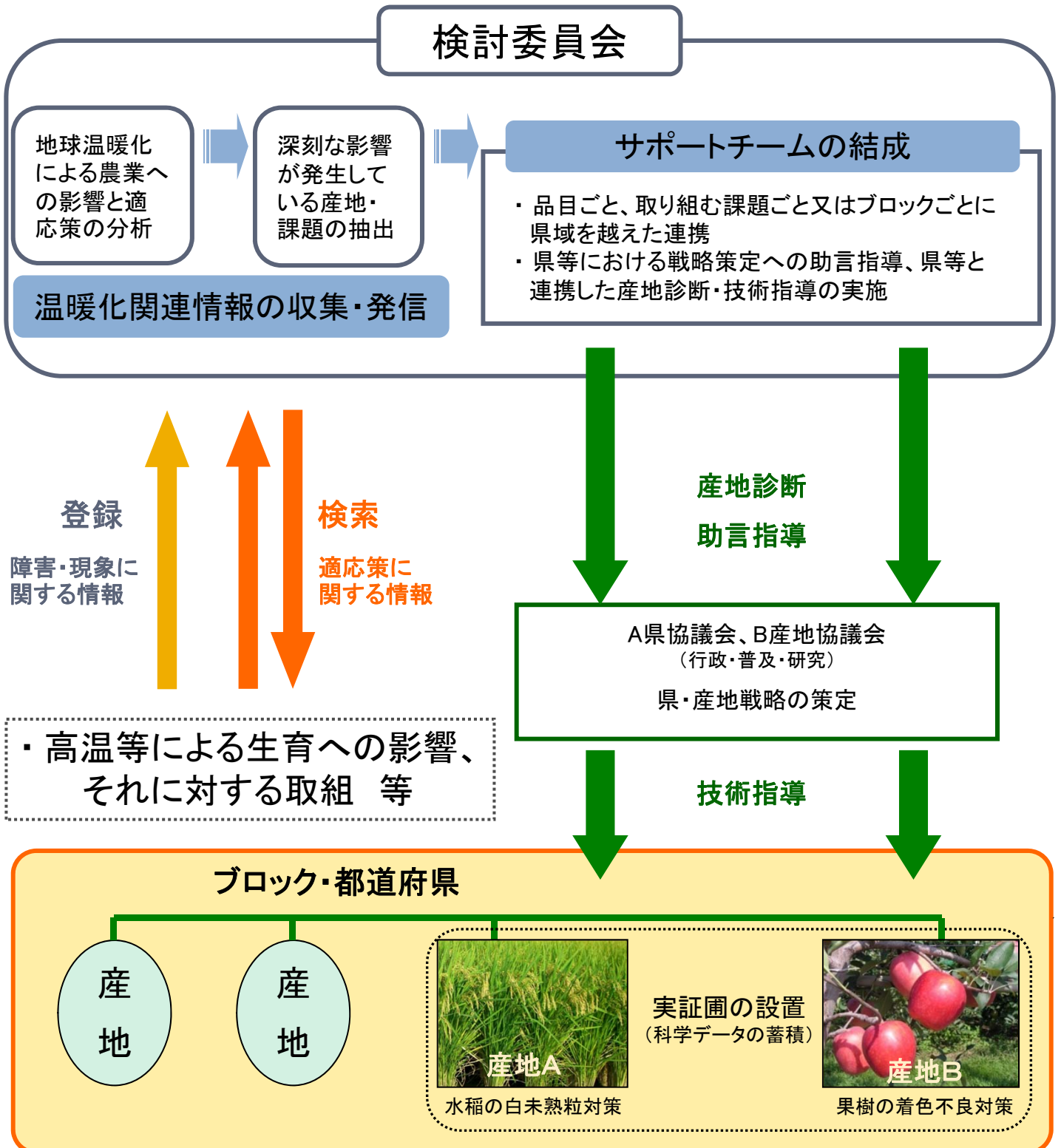


LED電球

地球温暖化適応策の内容

資料2

専門家によるサポートチームの結成や産地診断による助言指導等により
県段階、産地段階での戦略的な対応を促進します。



4. 農地土壌対策の推進

【東日本大震災農業生産対策交付金	3, 025 (0) 百万円の内数】
【強い農業づくり交付金	16, 751 (3, 127) 百万円の内数】
【産地活性化総合対策事業	5, 288 (12, 331) 百万円の内数】
【生産環境総合対策事業（農業生産環境対策分）	168 (262) 百万円の内数】
【消費・安全対策交付金	2, 123 (3, 023) 百万円の内数】

対策のポイント

東日本大震災により被害を受けた農地の生産力・販売力回復のための土壌改良資材の施用等土づくりの取組を支援します。また、農作物中のカドミウム濃度の低減を図る取組の推進を行います。

<背景/課題>

- ・東日本大震災の発生に伴う津波等の影響により地力の低下した農地が多数発生しており、復旧・復興に向けた取組が急務となっています。
- ・コメに含まれるカドミウムの国内基準値の改正への対応を進めるとともに、より安全な農産物の供給体制を確立するため、農作物中のカドミウム濃度の低減を図る必要があります。

政策目標

被災地域における農業産出額平成22年度比100%以上

<内容>

1. 被災農地における生産力・販売力の回復に向けた支援

(1) 津波等による被災地農地の地力回復対策

東日本大震災の発生に伴う津波により塩害を受け、除塩を行った農地等の生産性回復のため、土壌改良資材等の施用等の取組を支援します。

(2) 放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした反転耕、資材の施用等の取組を支援します。

東日本大震災農業生産対策交付金
3, 025 (0) 百万円の内数
交付率：定額
事業実施主体：農業者団体等

2. 農地土壌の生産性等の維持・向上のための土づくり

農地の生産性等の維持・向上を図るため、堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設整備や、不良農地の改善を目的とした土壌土層改良等を支援します。

強い農業づくり交付金	16,751(3,127)百万円の内数
	交付率：都道府県への交付率は定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：市町村、農業者団体、民間団体等	
産地活性化総合対策事業	5,288(12,331)百万円の内数
	補助率：1/3、1/10以内
	事業実施主体：協議会、民間団体等

3. カドミウム汚染土壌対策

(1) 農作物中のカドミウム濃度の実態把握

農作物中のカドミウムに対するリスク管理の一環として、土壌及び農作物のカドミウム濃度の実態を把握するための調査を実施します。

生産環境総合対策事業のうち土壌環境復元対策	7(10)百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体等

(2) 土壌土層改良によるカドミウム対策

カドミウム汚染土壌における客土等の土壌土層改良を支援します。

強い農業づくり交付金	16,751(3,127)百万円の内数
	交付率：都道府県への交付率は定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等	
産地活性化総合対策事業	5,288(12,331)百万円の内数
	補助率：1/2以内
	事業実施主体：市町村、民間団体等

(3) 水田における植物浄化技術の導入・普及推進

安全な農産物の産地供給体制の確立を図るため、農作物中のカドミウム濃度の低減を目的とした戦略策定や水田における植物浄化技術の導入・普及を支援します。

消費・安全対策交付金	2,123(3,023)百万円の内数
	交付率：定額、1/2以内
	事業実施主体：都道府県、市町村、協議会、 農業者団体、民間団体

[お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課(03-3502-5956(直))]

農地土壌対策の推進

東日本大震災により被害を受けた農地の生産力・販売力回復のための土壌改良資材の施用等土づくりの取組を支援します。また、農作物中のカドミウム濃度の低減を図る取組の推進を行います。

I 被災農地における生産力・販売力の回復に向けた支援

【東日本大震災農業生産対策交付金 3,025百万円の内数】

- 津波等による被災地農地の地力回復対策（定額）
 - ・ 津波により塩害を受け、除塩を行った農地等の生産性回復を目的とした、土壌改良資材等の施用を支援
- 放射性物質の吸収抑制対策（定額）
 - ・ 放射性物質の吸収を抑制するための反転耕、資材の施用等の取組を支援



堆肥散布の実施

II 農地土壌の生産性等の維持・向上のための土づくり

【強い農業づくり交付金 16,751百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業 5,288百万円の内数】

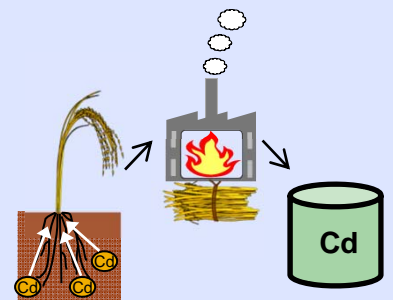
- 土づくり対策（1/2以内、1/3以内等）
 - ・ 堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設整備や、不良農地の改善を目的とした土壌土層改良等を支援



堆肥舎の設置

III カドミウム汚染土壌対策

- 農作物中のカドミウム濃度の実態把握（委託：定額）
 - 【生産環境総合対策事業（土壌環境復元対策分） 7百万円】
 - ・ 農作物中のカドミウムに対するリスク管理の一環として、土壌及び農作物のカドミウム濃度の実態を把握するための調査を実施
- 土壌土層改良によるカドミウム対策（11/20以内）
 - 【強い農業づくり交付金 16,751百万円の内数】
 - 【産地活性化総合対策事業 5,288百万円の内数】
 - ・ カドミウム汚染土壌における客土等の土壌土層改良を支援
- 水田における植物浄化技術の導入・普及推進（定額、1/2以内）
 - 【消費・安全対策交付金 2,123百万円の内数】



植物を利用したカドミウムの除去

- ・ 安全な農産物の産地供給体制の確立を図るため、農作物中のカドミウム濃度の低減を目的とした戦略策定や水田における植物浄化技術の導入・普及を支援

5. 鳥獣被害防止総合対策

【11,348(11,283)百万円】

対策のポイント

- ・野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物被害金額は約200億円で推移しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退や不作付地の増加をもたらす一因となっており、国産農産物の安定供給には鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっています。
- ・対策の実効性を確保するには、捕獲をはじめとする被害防止活動の担い手の確保や鳥獣被害対策実施隊の設置を進めていく必要があります。
- ・また、県域を越えて移動する鳥獣に対する広域的に連携した取組、地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策を推進することが必要です。

政策目標

事業実施地区における事業効果（鳥獣による被害金額の低減等）
292億円

<主な内容>

1. 地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組に対する支援

鳥獣被害対策実施隊による捕獲や犬を活用した追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止のための取組に対し、都道府県を通じて交付金を交付し、支援します。

2. 県域を越えた広域的な取組等に対する支援

県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成を国が直接採択事業により支援します。

強い農業づくり交付金のうち鳥獣被害防止総合対策 10,811百万円
産地活性化総合対策事業のうち鳥獣被害対策支援事業 537百万円
補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：地域協議会、民間団体等

お問い合わせ先：

生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室（03-3591-4958(直)）

鳥獣被害防止総合対策

【11,348百万円】

I 鳥獣被害防止の取組に対する支援(都道府県向け交付金)

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

1 ソフト対策

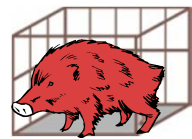
【事業実施主体】
地域協議会

【事業内容】

- 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動
 - ・ 発信器を活用した生息調査
 - ・ 捕獲機材の導入
 - ・ 犬を活用した追い払い
 - ・ 放任果樹の除去
 - ・ 緩衝帯の整備
 - ・ 捕獲に関する専門家の育成支援 等



モンキードッグ



捕獲機材の導入



狩猟免許講習会

【補助率】1/2以内

※ 新規地区や鳥獣被害対策実施隊が行う取組は、定額(市町村当たり原則 2百万円以内)

2 ハード対策

【事業実施主体】
地域協議会、地域協議会の構成員

【事業の内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設※
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設
- 焼却施設等



侵入防止柵

【補助率】1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

II 県域を越えた広域的な取組に対する支援(国の直接採択)

- ・ 県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策に対する支援
- ・ 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等の支援